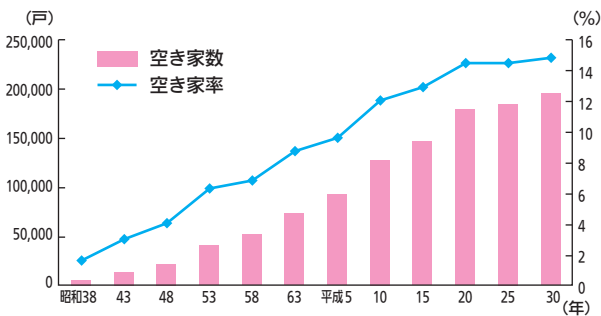




# 空き家になる前に 家 について考えよう

○お問い合わせ  
生活安全課 生活環境G ☎ (84) 3618 (直通)

茨城県の空家数及び空家率の推移



出典：茨城県HP (H30住宅・土地統計調査)

空家の数は、年々増加傾向にあります。

平成26年には、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、空家等の所有者（管理者）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適正な管理に努めることが義務付けられました。

また、管理不全により周囲に著しく影響を及ぼしている空家（特定空家等）に指定された場合、改善・除却、立木などの伐採やその他必要な措置をとるよう指導・勧告・命令・代執行することができるようになりました。

## 空家を放置すると

- ① 適切な管理をせずに放置すると様々な問題が発生します。
- ② 損壊や倒壊
- ③ 住環境の悪化
- ④ 景観の悪化
- ⑤ 防犯性の低下

## 特定空家等とは

- ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのあるもの
- ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態のもの
- ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態のもの
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態のもの

## 特定空家等に指定されると

特定空家等に指定され、勧告されると、土地の固定資産税の住宅用地特例が受けられなくなります。

このように空家を放置すると様々な問題が生じ、近隣にも影響を与えるため、定期的に建物の状況を確認するなど適正に管理する必要があります。

住んでいるときから、将来を見据えて権利関係や登記、相続などについても整理準備しておくことが大切です。

## 老朽化した空家の解体費用の一部を補助します

老朽化した空家の倒壊等による被害を防止するため、空家の解体に要する費用の一部を補助します。

詳細については、次の要件を確認し、事前に相談ください。

### 対象となる空家

- 次の全てに該当する空家
- ・1年以上空家となっている町内の戸建住宅
- ・個人所有で営利目的での所有でないもの
- ・所有権以外の権利が設定されていないもの
- ・公共事業の移転の補償でないもの
- ・解体工事に伴う他の補助金等の交付を受けていないものなど

### 対象者

次の全てに該当する方

- ・空家の所有者または相続人であること
- ※相続人が複数の場合は、相続人すべての同意が必要です。
- ・町税等を滞納していないこと
- ・暴力団員等でないこと

### 補助金額

最大30万円（解体工事費用の1/3）  
※予算額に達した場合は、受付できないことがあります。